

## 登録文化財の詳細説明

### 市川家住宅（旧亀岡家別荘）について

#### ○名称及び建築年代

市川家住宅（旧亀岡家別荘）

主屋：大正後期／平成元年改修

土蔵：大正後期／昭和 63 年（1988）改修

表門及び塀：大正後期

北中門及び待合：大正後期／昭和後期改修

南中門：大正後期／昭和後期改修

#### ○所在地

大阪市住吉区

#### ○登録基準

基準（一） 国土の歴史的景観に寄与しているもの

#### ○建造物の説明

本建築は、大阪船場の順慶町に本宅のあった実業家である亀岡家が、帝塚山に別荘として建築したもので、主屋・土蔵・表門及び塀・北中門及び待合・南中門からなります。主屋は和風を基調としていますが、2階南西隅を洋室とし、白色の外壁に上下窓、緩いアーチの小壁で飾られたベランダを設け、洋風な外観としています。道路の突き当りに建ち景観の要となる土蔵は、かつての家財蔵で、現在はフラメンコ教室として活用されています。表門は、通りからわずかに内側に控えて建てられた腕木門で、屋根の上部に目板瓦葺の高塀を付した京町屋風の外観をしています。北中門と南中門は柱や棟木・桁に出節丸太を用いるなど数寄屋づくりの腕木門で、接続する待合とともに洒脱な意匠となっています。

この建物は、昭和 22 年（1947）に市川家の所有となり、敷地南側にある庭園とともに建築当初の姿が維持されてきました。このことが評価され、基準（一）「国土の歴史的景観に寄与しているもの」とされました。

※亀岡家：初代亀岡徳太郎は足袋商、尼崎紡績の取締役、大阪商工会議所副会頭等を務めた実業家。娘婿の長三は石鯨商であり、本屋敷は長三の三男の徳三郎から市川家が購入した。

※目板瓦：隣りあう瓦どうしの重なる部分の継目をふさぐように幅の狭い棧を付けたもの。

※腕木門：左右の親柱の上部に腕木という材を前後に張り出させて軒桁を支える比較的簡易な門。

## 梶家（旧角谷家住宅）について

### ○名称及び建築年代

梶家（旧角谷家住宅）主屋

大正2年（1913）／昭和40年代増築・平成27年改修

### ○所在地

大阪市西成区

### ○登録基準

基準（一） 国土の歴史的景観に寄与しているもの

### ○建造物の説明

本建築は、南海電鉄岸里玉出駅きしのさとたまでの南東側に位置するつし二階建ての町屋です。建物は西側の南北道路に面して建つ平入で、北面を切妻造、南面を入母屋造にしています。正面2箇所うだつに、この建物の名称にもなっている瓦葺の立派な卯建壁を立ち上げています。奥座敷は床と床脇・平書院を備えた端正なつくりで、玄関廻りに丸窓や木の葉形の下地窓、吊り床を設け数寄屋色を出しています。昭和40年代に南東部を増築しており、平成27年には、茶室でもあった北西部の居室、南東部の台所を改修し、宿泊施設「梶家」として活用されるようになりました。

重厚な外観が地域の歴史的景観に寄与していることから、基準（一） 国土の歴史的景観に寄与しているものに該当すると評価されました。

※つし二階： 厨子二階と書かれることがあるように、居住用でなく物置として造られた二階をもつ建物。江戸時代の身分制の名残で、明治から大正時代にかけて徐々に居住性の高い二階建へと発展する。

※卯建： 建物の両側に設けられた瓦屋根付きの袖壁。火事の際の延焼防止の機能とともに、所有者の富裕を示す象徴でもあった。

## 旧朝日湯について

### ○名称及び建築年代

旧朝日湯きゅうあさひゆ：大正 15 年（1926）／令和 4 年改修

### ○所在地

泉佐野市

### ○登録基準

基準（二） 造形の規範となっているもの

### ○建造物の説明

本建築は、南海電鉄泉佐野駅の北西に位置する旧銭湯です。道路に南面して建ち、脱衣場棟の北に旧女湯（西浴室）、旧男湯（東浴室）の浴室棟 2 棟が接続されています。

外観は和風を基調とし、片入母屋造り平入り棧瓦葺きの脱衣場棟は、庇中央を切上げ入口とします。一方、それに接続する浴室棟はヴォールト天井を現しにし、さらに旧女湯には、中央に御影石製の浴槽が残り、洋風な豪華なつくりを今に伝えます。現在は、旧女湯をシアタールームやレンタルオフィスなどの貸しスペースとして活用し、旧男湯は、泉佐野市教育委員会の事務所として活用しています。

以上のように、和洋折衷の銭湯建築として、当初の様相をよく残し、保存と活用が図られていることから、基準（二）「造形の規範となっているもの」として登録されました。

※ヴォールト：ドームと同様にアーチを基本形とした屋根で、アーチを水平に押し出したカマボコの形状の屋根のこと。

## 加支多神社について

### ○名称及び建築年代

加支多神社

本殿：大正4年（1915）

拝殿及び幣殿：大正4年（1915）

神饌所：昭和3年（1928）

### ○所在地

泉佐野市

### ○登録基準

基準（一） 国土の歴史的景観に寄与しているもの

### ○建造物の説明

本建築は、見出川河口左岸、熊野街道沿いに位置する神社です。本殿、拝殿及び幣殿、神饌所からなります。本殿は近隣村社合祀に伴う再建で、基壇上に南面して建つ一間社流造檜皮葺（銅板仮葺）です。庇柱は虹梁形頭貫を用いず、三斗組で丸桁と海老虹梁を受け、全体に簡素で整然とした外観を呈します。拝殿及び幣殿は、境内中央に南面して建ち、重厚な本瓦葺屋根が境内景観を形成します。神饌所は本殿の西に位置し、基壇上に東面して建つ一間社流造りです。全体的に装飾が少ないながらも丁寧なつくりの小社で境内の歴史的景観を形成します。

重厚な外観が地域の歴史的景観に寄与していることから、基準（一） 国土の歴史的景観に寄与しているものに該当すると評価されました。

## 旧井上家住宅について

### ○名称及び建築年代

旧井上家住宅

主屋：天明 4（1784）／明治中期・昭和 53 年（1978）改修

内蔵：江戸末期

中蔵：江戸末期／昭和前期改修

北蔵：江戸末期／大正 2 年（1913）改修

裏米蔵：江戸末期／昭和 40 年（1965）頃改修

北納屋：昭和前期

東納屋：江戸末期／平成 7 年改修

東門及び納屋：江戸末期／大正前期・平成 7 年改修

表米蔵：江戸末期／大正前期・平成 11 年改修

表門：江戸末期／大正前期・昭和中期改修

庭門及び土塀：江戸末期

土塀：江戸末期／明治中期・昭和前期・平成 11 年改修

### ○所在地

東大阪市

### ○登録基準

基準（一） 国土の歴史的景観に寄与しているもの

### ○建造物の説明

本建築は、生駒山西麓に位置する旧家の屋敷です。敷地中央に南面して建つ主屋の周囲に、北西から南東に内蔵、中蔵、北蔵、裏米蔵、北納屋、東納屋、東門及び納屋、表米蔵、表門が建ち、主屋の南に広がる庭の東辺北寄りに庭門及び土塀、敷地周囲を土塀が囲み、屋敷構えを整えます。主屋は桁行一二間梁間五間半の桁行長大な大和棟の民家となっています。内蔵は仏具などの家財蔵で、二階上部は妻梁を用いず、棟木と母屋を現しとします。中蔵は調度品など収納する家財蔵で、石垣上に東面して建ち、二階上部は曲り材の母屋を現しとします。北蔵は切石積の石垣上に建つ道具蔵で、敷地内最大規模の土蔵となります。裏米蔵は北蔵と並び建ち、北納屋は桁行長大な納屋で、いずれも敷地北方の景観を形成します。東門及び納屋は敷地東辺に建つ長屋門で、東納屋及び表米蔵と連続し、敷地東辺の長大な屋敷構えを作ります。表米蔵は敷地南東隅に位置し、敷地南東景観の要となります。表門は敷地南に通りより引込んで建ち、旧家の風格を示す規模長大な長屋門です。庭門は東面して建つ腕木門で、土塀は漆喰塗仕上で棧瓦葺とし、表門から主屋への通路沿いの景観を、そして表門から西、北へ延び、敷地の上段と下段の外周を廻り、東納屋に取り付く土塀が、旧家の風格ある屋敷景観を形作ります。

以上のとおり、重厚な屋敷構えがよく残り、地域の歴史的景観に寄与しているとして、基準（一） 国土の歴史的景観に寄与しているものに該当すると評価されました。

## 千早神社について

### ○名称及び建築年代

本殿ほんでん：昭和3年（1928）／昭和50年（1975）改修

拝殿及び渡廊はいでんおよ、わたりろう：昭和3年（1928）／昭和50年（1975）改修

末社まつしゃ：昭和7年（1932）／昭和50年（1975）改修

手水舎てみみずや：昭和3年（1928）／昭和50年（1975）改修

社務所しゃむしょ：昭和7年（1932）／昭和50年（1975）改修

小宮こみや（旧本殿きゅうほんでん）：明治7年（1874）／昭和56年（1981）改修

### ○所在地

千早赤阪村

### ○登録基準

手水舎、小宮（旧本殿）：基準（一） 国土の歴史的景観に寄与しているもの

本殿、拝殿及び渡廊、末社、社務所：基準（二） 造形の規範となっているもの

### ○建造物の説明

本建築は、史跡千早城跡二の丸に位置する神社です。本殿、拝殿及び渡廊、末社、手水舎、社務所と小宮（旧本殿）が登録文化財になります。本殿は、桁行三間梁間二間切妻造り妻入り銅板葺きで、棟に干木ちぎと堅魚木かつおぎを置きます。扉などに流麗な意匠かざりかたの銚金具なぐを飾り、全体に木柄細く端正な姿の本殿です。拝殿及び渡廊は、中央に御扉を建てる他は全て吹放ちとなり、流麗な意匠の銚金具を付した御扉のみが、背景の森から浮かび上がるような様相を呈しています。末社は、基壇上に南面して建ち、桁行三間梁間一間の建物で深い螻羽けらぼが特徴的です。また、妻に飾る縦長の懸魚ひじきや桁隠など、本殿意匠に通じる点も特徴です。手水舎は、主柱を棟木まで延ばし、前後に低い控柱を立てて貫で固め、簡明ながら存在感を示し境内景観をつくっています。社務所は軒が薄く、螻羽が深い切妻屋根を前方に突出して強調した力強い外観が特徴的です。小宮（旧本殿）は、参道に南面する一間社流造りの旧本殿で、肘木ひじきや虹梁こうりょうに絵様を入れ、庇の中なか備なえに菊と波の彫刻が施されています。小規模ながら装飾豊富な社殿で、境内の旧景を伝えます。また、これらの建物のうち、本殿、拝殿及び渡廊は記録などにより、設計者が大江新太郎であることが分かっています。

以上により、本殿、拝殿及び渡廊、末社、社務所は基準（二）「造形の規範となっているもの」、手水舎、小宮（旧本殿）は基準（一）「国土の歴史的景観に寄与しているもの」と評価されました。

※大江新太郎：明治から昭和初期にかけて活躍した建築技師。日光東照宮の修復や明治神宮の造営に携わった。

写 真



写真1 市川家住宅（旧亀岡家別荘）



写真2 梶家（旧角谷家住宅）



写真3 旧朝日湯



写真4 加支多神社



写真5 旧井上家住宅



写真6 千早神社